

公益財団法人ソフトピアジャパンホームページ広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人ソフトピアジャパン（以下「財団」という。）がインターネット上に公開しているホームページへの広告掲載を適正に行うため、公益財団法人ソフトピアジャパンホームページ広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づく広告の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第2条 要綱第3条に規定する広告の掲載位置及び枠数は、事務局長及び各課の課長の合議により決定する。

(広告の基準)

第3条 要綱第4条で定めるもののほか、広告画像及びリンク先ホームページの内容が、次の各号に該当する場合は、広告掲載を認めないものとする。

- (1) 広告主が明確でなく、責任の所在が不明確なもの
- (2) 申込者以外の者の広告となるもの
- (3) 代理店募集、副業、内職会員募集などで内容が不明確なもの
- (4) 消費者金融及び風俗営業に類するもの
- (5) ギャンブルに関するものやギャンブルを奨励する内容のもの
- (6) たばこに関するものや喫煙行為を奨励する内容のもの
- (7) 個人・団体の意見広告、名刺広告、謝罪・釈明にあたるもの及び売名目的のもの
- (8) 通信販売で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引き渡し、支払い方法、返品条件などが不明確なもの
- (9) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの
- (10) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (11) 財団が推奨しているかのような誤解を招くおそれがあるもの、あたかも財団ホームページの一部であるような誤解を与えるおそれがあるもの
- (12) 社会問題を起こしている業種や事業者のもの
- (13) その他、掲載するのに適当でないと財団が判断したもの

(広告の種類)

第4条 要綱第5条第1号の規定による広告の種類は、バナー広告とする。

(広告の規格)

第5条 要綱第5条第2号の規定による広告の規格は各号に掲げるものとする。

- (1) 大きさ ① ラージバナー広告 縦100ピクセル 横165ピクセル
- ② レギュラーバナー広告 縦 50ピクセル 横165ピクセル
- (2) 形式 GIF (アニメーション不可)、JPEG又はPNG

(広告の禁止表現)

第6条 要綱第5条第3号の規定による禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、いずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者の意志に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるもの
- (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (3) 実際には機能しないもの
- (4) その他広告の表現として適当でないと財団が認めるもの

(審査)

第7条 要綱第9条第1項の規定による審査は、書類の合議をもって行うことができる。

(広告掲載料)

第8条 要綱第11条の規定による広告掲載料は、ラージバナー広告が1枠あたり、月額2,000円(消費税及び地方消費税含む。)とし、6ヶ月分を一括して支払う場合は10,000円(消費税及び地方消費税含む。)、12か月分を一括して支払う場合は20,000円(消費税及び地方消費税含む。)とする。

また、レギュラーバナー広告が1枠あたり、月額 1,000円(消費税及び地方消費税含む。)とし、6ヶ月分を一括して支払う場合は5,000円(消費税及び地方消費税含む。)、12か月分を一括して支払う場合は10,000円(消費税及び地方消費税含む。)とする。

附則

この要綱は平成18年9月28日から施行する。

附則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成21年5月1日から施行する。

附則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成24年5月1日から施行する。

附則

この要綱は公益財団法人ソフトピアジャパンの設立の登記の日から施行する。

附則

この要綱は令和年9月1日から施行する。